

大阪府外来医療計画に係る各種手続きのご案内

～「診療所開設後の地域医療への協力に関する意向書」の提出のお願い～

新規開設者の方へ

大阪府では、将来にわたって安全・安心な医療提供体制の確保を検討していくにあたり、新規に診療所を開設される皆さまに地域医療への協力にかかる意向について報告をお願いしております。

意向書の提出は、医療法に基づく義務ではありませんが、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

本日、お渡しする書類

- ① 【ご案内】「診療所開設後の地域医療への協力に関する意向書」の提出のお願い
- ② 【概要】診療所開設後の地域医療への協力に関する意向書の提出について
- ③ 【意向書】診療所開設後の「地域医療への協力に関する意向書」について（報告）

* 意向書の内容及び提出状況（提出がない場合を含む）については、地区医師会や地域の医療関係者、市町村等の関係者が、今後の地域の医療体制について協議する医療・病床懇話会、保健医療協議会にて医療機関名と所在地を併せて報告いたします。

* 本報告により今後の診療所活動に何らかの制約が課せられるものではありません。

- ・ 地域の外来医療についての現状や本意向書の趣旨については、大阪府外来医療計画にまとめております。恐れ入りますが、大阪府外来医療計画を確認いただき、ご報告をお願いいたします。

大阪府外来医療計画 <<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryō/keikaku/gairaiiryōkeiku.html>>

お問い合わせ

提出先

高槻市保健所 医事担当

住所：高槻市城東町 5-7

電話：072-661-9330

FAX：072-661-1800

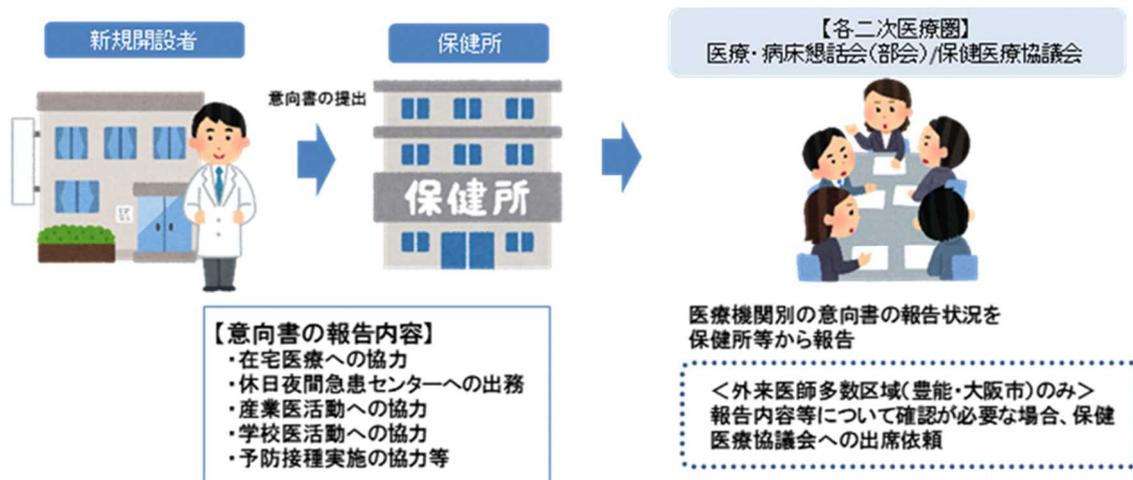
診療所開設後の地域医療への協力に関する意向書の提出について（概要）

<対象> 一般診療所の新規開設者（診療所の開設届けの届出を行おうとする者）

<意向書の提出手続き等>

1 意向書の 入手方法	保健所等、開設届にかかる窓口（医事業務の窓口） 大阪府ホームページ（外来医療計画にかかるホームページ）
2 意向書の提出	一般診療所にかかる開設届提出時、もしくは、開設届の提出後 10日以内での提出をお願いします。 提出先は「開設の届出手続を行う保健所等」になります。 提出方法は、窓口への持参・郵送・FAX でお願ひします。 詳細については、各保健所等で異なりますので、窓口にお問合せ ください。
3 留意事項	地域医療への協力を希望する方には、保健所から関係機関の連絡 先を紹介できる場合があります。

図表 1-1 「地域医療への協力に関する意向書」提出後の流れ



* 保健医療協議会や医療・病床懇話会は、地域医療を担っている地区医師会や市町村の関係者の方々に構成されており、各二次医療圏において保健医療の向上のために必要な事項について調査・審議しています。

診療所開設後の「地域医療への協力に関する意向」について（報告）

令和 年 月 日

大阪府知事 様

診療所開設後の地域医療への協力にかかる事項について、下記のとおり報告いたします。

1 標榜する診療科目を下記に記載ください。

2 診療所開設後の地域医療へのご協力について
(選択肢のいずれかに「 」を記載ください。)

在宅医療（訪問診療・往診等）に関して協力の意向はありますか。

条件が合えば協力しても良い

現在、協力する意向はない

該当する診療科ではないと思う

市町村設置等の休日夜間急患センターへの出務について協力の意向はありますか。

条件が合えば協力しても良い

現在、協力する意向はない

該当する診療科ではないと思う

公衆衛生等への協力について実施される意向はありますか。

【産業医】

条件が合えば協力しても良い

現在、協力する意向はない

該当する診療科ではないと思う

【学校医】

条件が合えば協力しても良い

現在、協力する意向はない

該当する診療科ではないと思う

【予防接種】

条件が合えば協力しても良い

現在、協力する意向はない

該当する診療科ではないと思う

その他、上記以外に地域医療へのご協力の意向はありますか。

ご意見があれば（ ）にご記入ください。

はい（例：特定健診など）

現在、協力する意向はない（ ）

3 地域医療へのご協力の意向がある場合、 ~ の関係機関から連絡してもよろしい
ですか。

はい いいえ

医療機関の住所 _____

医療機関の名称 _____

医療機関電話番号 _____ - _____ - _____